

○宇土市スポーツセンター条例

平成15年3月27日

条例第13号

改正 平成18年3月7日条例第2号

平成18年12月22日条例第52号

平成19年7月2日条例第25号

平成25年12月20日条例第47号

令和元年7月2日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、市民体育の振興及び文化の高揚を図るため、宇土市スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 スポーツセンターの名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 名称 宇土市スポーツセンター

(2) 位置 宇土市花園町523番地2

(休館日)

第3条 スポーツセンターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日）

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、宇土市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第4条 スポーツセンターの開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、プールは、午前9時から午後5時までとする。

2 教育委員会が必要と認める場合は、この限りでない。

(利用許可)

第5条 スポーツセンターを利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付すことができる。

(利用の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可しない。

(1) 社会の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(2) 営利を目的とするとき。

(3) 建物又は備品を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。

- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツセンターの管理上教育委員会が必要と認めるとき。

(許可の取消し等)

第7条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、利用の許可を取り消し、若しくは停止し、又はその利用条件を変更することができる。

- (1) この条例又は条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第5条第2項に基づき付した条件に違反したとき、又は前条に定める事由が発生したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により当該許可を受けたとき。
- (4) 緊急やむを得ない事情により市がこれを利用する必要があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、スポーツセンターの管理上教育委員会が不相当と認めるとき。

2 利用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

(使用料)

第8条 スポーツセンターの利用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 使用料は、第5条の規定による利用の許可を受けたときに納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益上特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他利用者側の責めに帰し得ない事由により、利用できなくなったとき。
- (2) 利用の30日前までに利用の取消し又は変更を申し出て、教育委員会が相当の事由があると認めるとき。
- (3) 市の都合により利用を取り消したとき。

(利用の期間)

第11条 スポーツセンターの利用は、引き続き3日を超えてはならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、利用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は許可を受けた目的以外に利用してはならない。

(設備の変更等の禁止)

第13条 利用者は、許可なく既存の設備を変更し、若しくは設備を付加し、又は模様替えをしてはならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限

りでない。

(原状回復義務)

第14条 利用者は、スポーツセンターの利用を終えたとき、又は利用を停止させられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会がこれを執行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(利用者の管理義務等)

第15条 利用者は、利用期間中その利用に係る施設及び設備並びに備品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 利用者は、施設又は設備並びに備品等を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市長の定めるところによって賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第16条 スポーツセンターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定によりスポーツセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、スポーツセンターの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定によりスポーツセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条、第6条、第7条、第11条、第13条及び第14条第2項の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定によりスポーツセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がスポーツセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第5条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定によりスポーツセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がスポーツセンターの管理を行うこととされた期間前に第5条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者が行う業務)

第17条 前条の規定により指定管理者にスポーツセンターの管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 利用の許可に関すること。

(2) スポーツセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、スポーツセンターの管理に関し教育委員会が必要と認めること。

(利用料金)

第18条 第8条の規定にかかわらず、スポーツセンターの管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者にスポーツセンターの施設及び

設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、第8条に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（宇土市立岡公園内施設使用条例の廃止）

- 2 宇土市立岡公園内施設使用条例（昭和50年条例第27号）は、廃止する。

附 則（平成18年条例第2号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第52号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第25号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第47号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後に行われる施設の使用等に係る料金について適用する。

附 則（令和元年条例第6号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後に使用する施設等の使用料について適用する。

別表（第8条関係）

宇土市スポーツセンター使用料

- 1 総合グラウンド使用料（市内居住者）

（単位：円）

種目等	使用料
ソフトボール	無料
野球	
サッカー	
陸上競技（団体）	
ゲートボール	
ナイター設備	1時間につき1,700 (1時間未満は1時間として計算する。)

- 2 総合グラウンド使用料（市外居住者）

(単位：円)

種目等	使用区分	1時間当たりの使用料金
ソフトボール	半面	410
野球		
サッカー	全面	830
陸上競技(団体)		
ゲートボール	1面	100
ナイター設備		2,610
1時間未満の場合は、1時間とする。		

3 体育館種目別使用料

(単位：円)

種目	高校生以下	一般
卓球(1台)	150	300
バドミントン(1面)	150	300
バレーボール(1面)	200	410
その他	必要に応じて定める額	
1時間当たりの使用料とし、1時間未満は1時間とする。		
市外居住者が使用する場合は10割増		

4 体育館占用使用料

(単位：円)

区分	市内居住者	市外居住者
1時間当たりの使用料	720	1,450
1時間未満の場合は、1時間とする。		

5 テニスコート使用料(市内居住者)

(単位：円)

区分		1面貸切
1時間当たりの使用料	一般	200
	高校生以下	100
ナイター設備使用料	1時間	510(1面)
1時間未満の場合は、1時間とする。		

テニスコート使用料(市外居住者)

(単位：円)

区分		1面貸切
1時間当たりの使用料	一般	410
	高校生以下	200
ナイター設備使用料	1時間	780(1面)
1時間未満の場合は、1時間とする。		

6 プール使用料

(単位：円)

区分	1回当たりの金額
一般	200
高校生以下	100
3歳未満の使用者は、無料とする。 一般来場者で、幼児等の引率を目的とし、遊泳しない場合は100円とする。 1回の使用時間は2時間までとし、超過する場合は1時間当たり50円を加算する。	

7 用具使用料

(単位：円)

種別	単位	金額
ラケット (卓球・テニス・バドミントン)	1本	20
ボール (バレー・サッカー・バスケット)	1個	20
ベース	1式	200

8 キャンプ場使用料

(単位：円)

種別	対象	金額	備考
キャンプ用テント持込料	1張 (一律)	510	一夜につき